



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料 2

トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた取り組み等について

第20回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会

大阪労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年 道路貨物運送事業者に対する監督指導結果（大阪府内）

労働基準関係法令：労働時間に係る違反が最多であり、約半数の事業者に違反が認められました。

改善基準告示：最大拘束時間等、拘束時間に関する事項について、違反率が高くなっています。

1 労働基準関係法令違反件数等（令和6年分）

監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主要違反事項					
		労働時間	36条2号（1ヶ月100H超）※	36条3号（2～6月平均80H超）※	休日	割増賃金	最低賃金
212	185	109	5	5	12	53	14
	87.3%	51.4%	2.3%	2.3%	5.6%	25%	6.6%

※自動車運転者以外（自動車運転者については、本条の適用はないため。）

2 改善基準告示違反件数等（令和6年分）

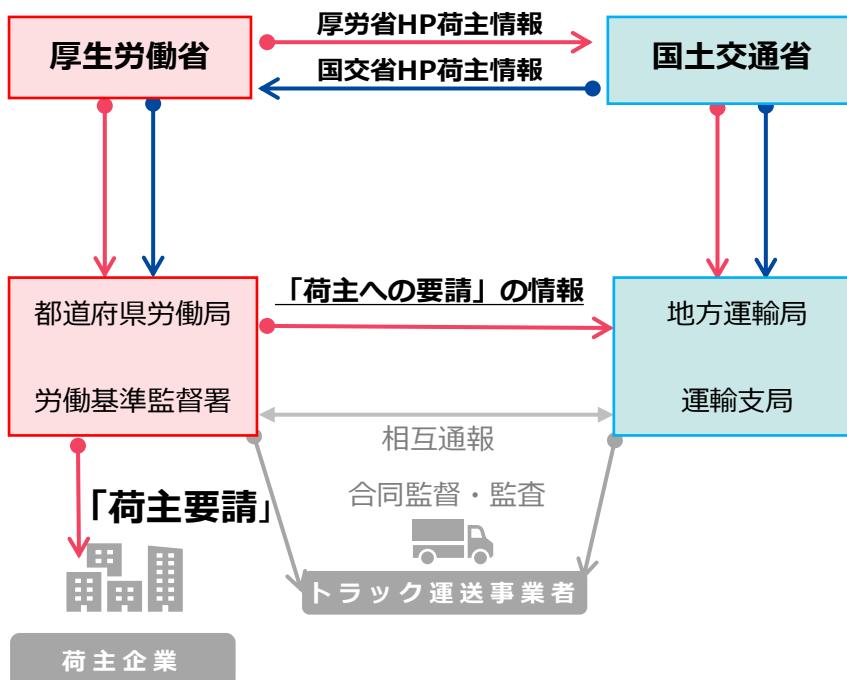
監督指導実施事業数	改善基準告示違反事業場数	告示違反事項					
		総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
212 (R6/4/1～ 新改善基準告示)	112	75	95	68	24	41	9
	52.8%	35.3%	44.8%	32.0%	11.3%	19.3%	4.2%

発着荷主等に対する要請

トラック運転者の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、各監督署に「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に対して要請等を行っています。

①荷主情報提供の運用

- 厚生労働省のHPに寄せられた荷主情報を国土交通省へ提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用

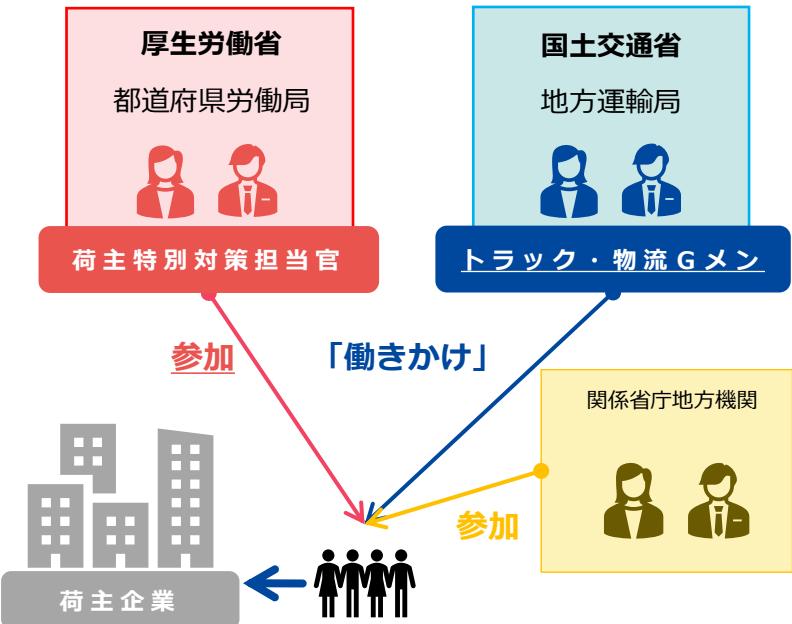


③「標準的な運賃」の周知

- 労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 国土交通省に対し、貨物自動車運送事業法（トラック法）等の運行管理に関する規定に違反の疑いがあると認められるトラック運送事業者について通報
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案について、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



取引慣行の改善に向けた取組／トラック事業者を支援する取組

①国民向け周知広報として「時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススメ」を開設し、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組のほか、再配達削減に向けた取組について周知しています（令和5年6月28日～）。②荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等に対して助成します（令和8年度新設）。

①国民向け周知広報



②働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 101億円（92億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
建設事業 （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～⑥の何れかを1つ以上 ① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業種、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	① : 250万円（月80H超→月60H以下）等 ② : 100万円（10H以上）等 ③ : 25万円 ④ : 25万円 ⑤ : 170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業種、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥ : 100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦ : 50万円
自動車運転の業務 （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～⑤の何れかを1つ以上 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	① : 150万円（月80H超→月60H以下）等 ② : 25万円 ③ : 25万円
医業に従事する医師 （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～⑤の何れかを1つ以上 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	① : 150万円（月80H超→月60H以下）等 ② : 25万円 ③ : 25万円
砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを1つ以上	① : 150万円（月80H超→月60H以下）等 ② : 25万円 ③ : 25万円
その他の長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	① : 100万円（4週4休→4週8休）等
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～③の何れかを1つ以上 ① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	① : 150万円（月80H超→月60H以下）等 ② : 25万円 ③ : 25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H : 100万円 ・11H以上 : 150万円
取引環境改善コース（仮称） （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の団体に対し助成）	荷主等により構成される団体が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額 : 100万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額 : 500万円
○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組） （①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組） (取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、巡回指導、相談窓口の設置、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等) (団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、巡回指導、相談窓口の設置 等)		
○ 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く） <賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上 : 6万円～最大60万円、5%以上 : 24万円～最大480万円、7%以上 : 36万円～最大720万円）。 <割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。 ②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。		

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）

トラック運転者の「改善基準告示」の改正内容 (R6.4.1~)

※参考

長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行ったもの

	現行	見直し後（令和6年4月1日～）
1年、 1か月の拘束時間	<p>1年 一 1か月 <u>293</u>時間以内</p> <p>【例外】 労使協定により、 次のとおり延長可 1年 <u>3,516</u>時間以内の範囲 で 1か月 <u>320</u>時間以内 (年6か月まで)</p>	<p>1年 <u>3,300</u>時間以内 1か月 <u>284</u>時間以内</p> <p>【例外】 労使協定により、 次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年 <u>3,400</u>時間以内 1か月 <u>310</u>時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が 100時間未満となるよう努める</p>
1日の拘束時間	<p>原則 <u>13</u>時間以内 (上限 <u>16</u>時間、 <u>15</u>時間超は週2回まで)</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※）、 継続<u>16</u>時間まで延長可（週2回まで）</p> <p>※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</p>	<p>原則 <u>13</u>時間以内 (上限 <u>15</u>時間、<u>14</u>時間超は週2回までが目安)</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※）、 継続<u>16</u>時間まで延長可（週2回まで）</p> <p>※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</p>
1日の休息期間	継続 <u>8</u> 時間以上	<p>継続<u>11</u>時間以上を与えるよう努めることを基本 とし、<u>9</u>時間を下回らない</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※）、 継続<u>8</u>時間以上（週に2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、 運行終了後に継続<u>12</u>時間以上の休息期間を 与える</p>
運転時間	<p>2日平均1日当たり <u>9</u>時間以内</p> <p>2週平均1週当たり <u>44</u>時間以内</p>	現行どおり
連続運転時間	<p><u>4</u>時間以内 (運転の中止は、 1回連続<u>10</u>分以上、 合計<u>30</u>分以上)</p>	<p><u>4</u>時間以内</p> <p>運転の中止時には、原則として休憩を与える (1回概ね連続<u>10</u>分以上、合計<u>30</u>分以上)</p> <p>【例外】 SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4時間 を超える場合、4時間30分まで延長可</p>

	現行	見直し後（令和6年4月1日～）
予期し得ない事象		<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる（※1、2）</p> <p>勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える</p> <p>※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。</p>
分割休息特例		<p>継続<u>8</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 分割休息は1回<u>4</u>時間以上 休息期間の合計は、<u>10</u>時間以上 一定期間（2か月程度）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度
2人乗務特例	<p>車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、 拘束時間を<u>20</u>時間まで延長し、 休息期間を<u>4</u>時間まで短縮可</p>	<p>現行の内容に次の例外を追加</p> <p>【例外】 設備（車両内ベッド）が※の要件を満たす場合、 次のとおり、拘束時間をさらに延長可</p> <ul style="list-style-type: none"> 拘束時間を<u>24</u>時間まで延長可（ただし、運行終了後、 継続<u>11</u>時間以上の休息期間を与えることが必要） さらに、<u>8</u>時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束 時間を<u>28</u>時間まで延長可 <p>※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上 の連続した平面であり、かつ、クッション材等により 走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。</p>
隔日勤務特例	<p>2暦日の拘束時間は<u>21</u>時間 休息期間は継続<u>20</u>時間以上</p> <p>【例外】 仮眠施設で夜間<u>4</u>時間以上の仮眠を与える場合、 拘束<u>24</u>時間まで延長可（2週間に3回まで）</p>	現行どおり
フェリー特例	<p>フェリー乗船時間は、原則として休息期間 (減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤 務終了時刻までの間の時間の<u>2分の1</u>を下回って はならない。)</p> <p>フェリー乗船時間が<u>8</u>時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。</p>	現行どおり